

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

コロナ禍における国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、住民票の全ての世帯構成員が住民税非課税となった世帯と、家計が急変した世帯に対し、給付金を支給します。

●対象者

◇令和4年度住民税非課税世帯

令和4年6月1日時点で大野城市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度住民税が非課税の世帯（住民税が課税されている人から扶養されている人のみの世帯は除く）

◇家計急変世帯

住民税が課税されている世帯であっても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年1月以降の収入減少により住民税非課税相当と見なされる世帯

※すでに令和3年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金や、家計急変に対する臨時給付金を受け取った世帯は受給できません。

※令和3年12月11日以降の出生者や入国者は対象となりません。

●給付額 一律10万円（二世帯あたり）

●申請方法

◇令和4年度住民税非課税世帯
対象世帯に送付した案内を確認してください（6月下旬～7月上旬頃発送）。

◇家計急変世帯

申請書兼請求書、簡易な収入（所得）見込額の申立書など必要書類を送付してください。
※申請書兼請求書などは、市ホームページからダウンロードできます。必要書類など、詳しくは市ホームページを確認するか、問い合わせてください。

●申請期限 9月30日（金）（必着）



非課税となる収入の目安

世帯の状況	年収	所得
单身または扶養親族がいない	96万5千円以下	41万5千円以下
1人を扶養している	146万9千円以下	91万9千円以下
2人を扶養している	187万7千円以下	123万4千円以下
3人を扶養している	232万7千円以下	154万9千円以下
4人を扶養している	277万7千円以下	186万4千円以下
障がい者・寡婦・ひとり親	204万3千円以下	135万円以下

●問い合わせ先

給付金対策室

☎(580)1917



生活困窮者自立支援金 申請期間が延長されます

●対象世帯

◇総合支援資金の再貸付を終了した、または不承認とされたため、特例貸付を利用できない世帯◇緊急小口資金と総合福祉資金の特例貸付（初回）が終了した世帯

※世帯全体の収入額や預貯金額の限度、求職活動を行うなどの条件あり。

※生活保護受給中の世帯は除く。

●再支給対象世帯 生活困窮者自立支援金の受給が終了した世帯

●支給額（月額） ◇单身世帯 6万円 ◇2人世帯 8万円 ◇3人以上世帯 10万円

※住居確保給付金との併給が可能

●支給期間 3カ月以内

●申請方法 ◇送付◇窓口に提出

※対象者には申請書などの必要書類を郵送します。

●申請期限 8月31日（水）（消印有効）

●申請と問い合わせ先

生活支援課 ☎(580)1994

●問い合わせ先

厚生労働省新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金相談コールセンター（平日 午前9時～午後5時）

☎0120(46)8030